金銀箔調製を命ず。

三輪文書

二〇八九

屋に人を付置可』申付」候らし。 尚々うちため候はくの事、有次第此方へ可」上候。 はく

又可,申上,候。尚長兵へかたより可,申候也。(奥村) はくの事申付候。唯今まで打ため候はく、何ほど候や、是 五月中にことん~く出來候様に可,申付,候。加州にても銀 態申遺候。仍大明國勅使來三月罷越付而、我等所ニ御や(エ月カ) 可、有との事候。金子三枚か五枚分、はくをうたせ可」申候。 どの事被。仰付人候。就其日本國武者揃をも被成、御みせ

一月七日(文禄二年四月カ)

在印

三輪藤兵へ殿

0

[三輪文書]

二〇九〇

候。金はくの事藤兵へかたへ申遣候而、請取おかせ可、 尚々最前としらへ候ながへ百本に、はくをおかせ可、申(長柄) 申候。やり共出來候はど、さいくの者共何ものぼせ可

> はく五枚分か拾枚分うたせ可」申候。五月中に出來候様に、 金はくの事は能州へ申遺候。其元にはく屋有次第に、銀 かたく可,申付,候。爲,其態申遺候也。 態申遺候。仍來三月大明國勅使就,罷越、刺使宿をも可,被(五月丸) 仰付、由候。武者揃を被成、御みせ可、有」之との事候。就、其 にこしらへ可、申候。みなどをもとがせ可、申候。百えだの長刀さやなどをも、びやくだん びやくだんしたち

一月七日(文祿二年四月カ)

ちくぜん

種山崎宗俊 出橋宗俊 等 守

ず。案ずるに四月にあらざるか。又舊記に文祿四乎 報を得たるは三月末にあるべきが故に、利家が二月 誤寫なるが如く思はる。之に加ふるに、 七日を以てとの消息を發したることはあり得べから る破綻を有するが故に、その三月としたるは五月の 揃に要する武器の裝飾を五月中に完了すべしとした (この文書には、三月に來朝すべき明使に示す武者 明使派遣の

とするものあり。採るべからず。)

飼妙嚴寺に、 五月廿三日。 とを報ず。 本願寺の坊宮下間賴廉、 宗祖繪像安置の許可せられたるこ 珠洲 郡鵜

【能登國古文書】

二〇九一

表紙入念申付候。時分柄難,相調,候へ共、此度之事候間、別(襲力) 望被,申候御開山樣被,成,御免,候。各可,爲,滿足,候。御繪所 今度者唯恩長々在京にて、一段雜左之義に候。下去年來 而可、有。御馳走、事肝要に候。何方へも停止にて無。御発、候

所様、太閤様爲,御見迴、去廿日に至,名護屋,御下向候。(※如)、大器様爲,退屈,望被,申候付而、隨分御取成申上候。へ共、數年無,退屈,望被,申候付而、隨分御取成申上候。 於據外者、 太閤様爲。御見迴、去廿日に至。名護屋,御下向候。 唯恩可被,申候。恐々謹言。

猶

文祿二 五月廿三日

刑部卿法印

妙嚴寺總門徒中

五 月廿 利 家 越中新川郡寶福寺に

百俵の地を寄進す。

【寶福寺文書】越中

二**〇九二** (孝顯主) (孝顯主)

候間、兩村之內を以百俵地令,寄進,處、 新川郡舟見村寶福寺之觀晉灯明田之事、 仍如件。

文.祿二

在印

萱

福

寺

(孝藏主は豊臣秀吉の侍女なり。)

歸陣すべき時期を質す。 六月三日。前田利長、徳山秀現に、 前田利家の

【能登國古文書】

二〇九三

態々申候。仍而高麗國御無事相濟候付而、ゆうげき並勅使 ばゆうげき宿之儀、 兩人、至,其地一着岸之由候。御名譽之至、中々不、得,申候。然 共、于、今爾々与無之候。涯分養性無油斷,申候。以上。 尚々其元様子愁承度候。何時分可、爲,御歸陣,候哉。御返 事に可、承候。我等も此中目を散々相煩、折角養性候 利家させられ候由承候。